

修学旅行・集団宿泊教室等の実施について

1 修学旅行について

令和3年1月14日に熊本県独自の緊急事態宣言が発令されました。そのため、令和3年2月7日（日）までの発令中においては、令和2年9月23日付けで通知した「修学旅行等における実施の判断基準及びチェックリスト Ver. 2について」（以下「通知」という）により、実施不可となります。そのため、小中学校において以下の対応をお願いします。

(1) 小学校

- ① 緊急事態宣言発令中に実施を計画している小学校においては、現時点で2月8日以降の緊急事態宣言解除後に延期すること。
- ② 2月8日以降に実施を計画している小学校においては、緊急事態宣言の延長もあり得るため、実施時期、旅行先（県内等）及び日程（日帰りも含む）等、各学校において代替案を検討しておくこと。
- ③ 実施困難な場合は、中止してもよいこと。

(2) 中学校

中学校においては、令和3年2月7日までの実施校はないが、今後、関西地区の緊急事態宣言も含め延長もあり得るため、時期（次年度の実施等）、旅行先（県内、九州内等も含む）及び日程（日帰りも含む）等、各学校において代替案を検討しておくこと。

2 集団宿泊教室について

令和2年9月23日付けの通知により、令和3年2月7日（日）までの発令中においては、修学旅行に準じて行うこととしておりました。

しかし、集団宿泊教室については、普段の学校生活を共にする児童・教職員での活動であること、国立、県立の施設においては、同時に他の利用者との接触がないことから、実施できることとします。

なお、実施困難な場合は、延期（6年生での実施を含む）、日程変更（日帰りを含む）、中止の対応をお願いします。

3 見学旅行について

見学旅行についても、集団宿泊教室同様に普段の学校生活を共にする児童・教職員での活動であることから、見学先において感染防止対策が講じられているか確認し、実施してもよいこととします。